
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第3回）

令和5年9月6日（水曜日）

議事日程（第3号）

令和5年9月6日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 齊田光門	2番 加藤修
3番 江田加代	4番 長谷川康弘
5番 前田昇	6番 石原浩明
7番 河中博子	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里英樹 書記 森下瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中田達彦	総務課長	小原義人
総合政策課長	大武浩	住民課長	矢野孝志
福祉保健課長	橋田和久	建設産業課長	福井真一
教育長	井田博之	教育次長	横田威開

午前 9 時 00 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問、御苦労さまでした。昨今の台風被害を目の当たりにし、災害に関する一般質問が多かったように思っております。

10月1日日曜日には、風水害を想定した日吉津村防災訓練が実施されます。村民の皆さんの防災意識の向上につながる訓練でありたいと思っております。

ただいまから令和5年9月第3回定例会3日目、一般質問2日目を開会します。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

通告者の紹介をいたします。

一般質問2日目、通告順としては6番目になりますけども最初に江田加代議員、これより午前9時より行います。続いて通告順7番、橋井満義議員、午前10時から行います。

それでは、通告順に従い一般質問を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。

私は、今日3点について質問いたします。まず1点目は、もう限界です、物価高騰対策をということです。2番目は、在宅での介護に支援を。3番目が時代に合ったごみ減量化の取組をということで質問いたします。

まず、度重なる消費税の増税が物価を引き上げ国民から購買力を奪い、消費税8%への増税の傷が深いまま10%への増税で住民の暮らしを圧迫しています。深刻なのは、値上げ品目が日々の生活に欠かせない、切り詰めづらい頻繁に購入の必要な生活必需品であり、収入に占める負担割合は、収入が少ないほど生活への打撃が大きくなっています。以下のとおり、物価高騰対策を求めるます。

1点目、国や県からの物価高に対する支援策の情報はありませんか。

2点目、町村会長等では議論されていないのでしょうか。

3点目、生活者の苦しみ、実態に寄り添い国、県に意見を上げていただいているのでしょうか。村長の御答弁よろしくお願ひいたします。

次は在宅での介護に支援をということで質問します。

自分の年金で入れる施設がない、先の見えない施設利用料に不安を感じる、認知症悪化のため個室を利用したいが支払いができない、割安の多床室の空きがないなど切実な声を聞きます。

補足給付は、特別養護老人ホームなど介護保険施設の入所者やショートステイ利用者の食費や居住費を所得水準に応じて減額する仕組みでした。2014年から、所得が低くても一定以上の預貯金があれば補足給付は受けられなくなりました。その後も改悪され、施設入所、ショートステイとも13ないし14%の人が新たに補足給付の対象外となり、退所や利用を控える状況になっています。この頃では、高齢者の預貯金を狙った制度改悪がとても気になるところです。国の施策は施設から在宅介護へと移行を推進している状況であり、在宅での介護に支援が必要と考えます。以下の点について質問します。

1点目、在宅介護者に介護手当の支給はできませんでしょうか。

2点目、夜間、休日の対応の充実、電話で相談できる安心ダイヤルの設置はできませんでしょうか。在宅介護でのこれも不安の材料になっています。

最後に、時代に合ったごみ減量化の取組をということで質問します。

2020年、日本政府は2050年カーボンニュートラル、CO₂の排出と吸収が等しい量となる状態の実現、2032年、温室効果ガスを60%以上削減することを目指すと発表しました。西部広域の計画は、2032年度稼働を目指し2050年を越えてプラスチックを燃やす計画となっているのですが、この点についても質問します。

1点目は、西部広域のごみ処理計画に対する村長の所見を伺います。

2点目、日吉津村のごみ減量化計画の推進状況をお聞きします。

以上の点について、村長の御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、江田議員からの一般質問にお答えをしてまいりたいと思います。

大きく3点御質問いただきました。1点目が物価高騰対策に関する御質問、2点目が在宅介護への支援についての御質問、3点目がごみ減量化等についての御質問でございました。

まず1点目ですけれども、物価高騰対策に関して国や県からの物価高に対する支援策の情報は

ないのかということではありますけれども、政府においては8月30日、燃料油価格対策等について岸田内閣総理大臣が会見され、高騰しているガソリン価格に対し新しい激変緩和措置を発動し、10月中には1リッター当たり175円程度の水準の実現を図ることを示されたところであります。あわせて、新たな経済対策を取りまとめ実行することと、それまでの間は電気料金等の激変緩和措置についても、当初の期限である9月末を迎えた後も継続する旨を示されたところであります。

県におかれましても、現在国の動向を見ながら対策予算を検討中とのことでお聞きをしています。

本村においては、本9月議会に生活困窮者等原油高・物価高騰対策支援給付金として支援施策の予算を提案させていただいているところであります。これまで国、県の対策予算も財源に村の対策事業を行ってきており、引き続き国、県の動向にも注視しながら必要な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、そうしたことに対して国や県に意見を上げているのかという御質問でございます。

こちらにつきましては、鳥取県町村会を通じて国、県に対し要望を上げているところであります。原油価格・電力料金等の物価高騰対策や農林水産業の物価高騰対策について要望を上げているところであります。引き続き経済状況や国、県の動向等を見ながら、要望してまいりたいと考えております。

次に、在宅介護に関する支援策ということでの御質問でございます。

こちらにつきましては、国は現在施設から在宅介護への移行を推進しているということではなく、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していくことを目指しておられるということではあります。住み慣れた地域や知り合いがいる場所での生活を推進しておられ、市町村が指定する地域密着型サービスを国は推進をしているということでございます。

介護手当の支給についての御質問ですが、本村におきまして令和3年度まで在宅の要介護3から5を介護している世帯に対し在宅介護に必要な介護用品の支給を行い、経済負担の軽減を図っていたところであります。この介護用品の支給は、月3,000円を上限に指定品目の介護用品を購入した領収書を添付して、年度末までに請求書の提出を求めていました。しかし、領収書の紛失等による給付を受けることができないというようなケースも年に数件あったというふうに聞いております。このため今年度よりこの事業の見直しを行い、村独自で在宅介護サポート助成金という制度に改正し、在宅介護に対し助成金により経済的支援を行うということに改正をしたところでございます。こちらにつきましては、在宅の要介護3から5を介護している世帯に対し在宅

生活で必要な介護用品等を購入をしていただけるようなことで、この助成を行うということでございます。月3,000円を年4回一律に給付をするということでありますと、引き続きまして高齢者が住み慣れた地域において継続して生活が営めるよう、在宅介護サポート助成金等の経済的支援を行うとともに、在宅介護支援事業所と日吉津地域包括支援センターなど関係機関が連携をして高齢者御本人や御家族に寄り添った伴走型の相談支援を行い、在宅での介護の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、夜間、休日の対応の充実、電話による安心ダイヤル等の設置ができないかということでございますけれども、現在住民相談の夜間、休日対応は宿日直がお受けをし、必要があれば担当課に連絡があり対応するというようなことになってきております。在宅介護の相談にかかわらず夜間、休日の対応はそのように宿日直で受け、必要に応じて訪問や関係機関等への連絡調整などの対応を行っているところでございます。

要介護認定を受け在宅介護サービスを利用されている方は、居宅介護支援事業所によっては夜間、休日の相談対応を行っているということでお伺いをしております。

また、休日、夜間の急な病気やけが等について、受診の必要性や対処法についての相談は「とっとりおとな救急ダイヤル」（#7119）というのがありますと、こちらの御利用もお願いをしたいというふうに考えております。

最後に、大きな3点目でごみ減量化等に関する御質問でございます。

国は、平成9年度にごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてこられました。

鳥取県では、国の通知を受け平成10年にごみ処理の広域化計画を策定し、圏内を大きく3つの地域に分けごみ処理の広域化を推進してこられたところでございます。鳥取県西部広域行政管理組合では、ダイオキシン類排出削減対策に係る国の広域化施策や鳥取県ごみ処理広域化計画に基づき、平成13年度に可燃ごみ処理広域化基本計画を策定をいたしました。この計画では平成23年度に可燃ごみの新施設が稼働することとなっておりましたが、実現には至りませんでした。その後、鳥取県西部圏域のごみ処理施設の老朽化がさらに進み、今後の対策を検討するため平成30年度に鳥取県西部のごみ処理の在り方検討会を設置し、圏域のごみ処理の広域化計画及び集約施設の整備構想として一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定することといたしました。令和3年8月にこの基本構想が策定をされ、ごみ処理の効率化や経済性の観点から圏域のごみ処理施設を集約し、令和14年度の稼働を目指すことで進められているところであります。

これに対する所見ということですが、西部圏域の人口減少が見込まれ、それに伴ってご

みの量も減少することが予測をされる中、西部広域の構成 9 市町村で施設を集約化することで効率化が図られ、経済性や安定的な運営、環境負荷という面においても有効な計画であるものと認識をしております。

なお、国において市町村がプラスチックの分別収集に必要な措置を講ずるよう努めることなどを規定したプラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律が令和 3 年 6 月に成立したところですが、これと並行して西部広域の基本構想を検討してきた経緯がありまして、基本構想の中では、国のプラスチック資源循環の動向等を踏まえた分別統一や新たな分別区分について、今後改めて構成市町村と検討する必要があるということとされており、その後の検討でプラスチック類は分別品目に入るという方向性に今なってきているという状況でございます。

それでは、以上で江田議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

失礼いたしました。日吉津村のごみ減量化計画の推進状況についての答弁を漏らしておりましたので、加えて答弁をさせていただきたいと思います。

本村では、このごみ減量化計画という計画自体はございませんが、環境基本計画におきましてごみの分別、リサイクルの推進、ごみ減量化と資源化の推進、4 R 運動、リファーズ（買わない）、リデュース（減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、この 4 R 運動の推進、この 3 項目を具体的な施策として推進をしているところでございます。

ごみの状況について申し上げますと、人口が増加をしているという状況がございますのでごみの総量も増加傾向ではありますが、1 人当たりのごみ量は令和 2 年度以降減少傾向となっています。燃えるごみのうち約 4 割が生ごみで、そのうち 8 割が水分と言われています。令和 4 年度の燃えるごみの総量は 574 トンでしたので、約 180 トンが水分、処理費に換算すると実に 40 万円を超える額となります。生ごみの水切りなど主に周知啓発活動を行って、ごみの減量化を進めているところであります。また、生ごみを減らすため、生ごみ処理機とコンポストの購入に対し補助金制度を設けています。

さらに、資源化もごみの減量化につながってまいりますので、皆さんのが分別しやすくなるよう分別ポスターや冊子を作成し全戸配布を行っているところであります。

引き続き生ごみ処理機、コンポストの購入補助の実施と周知啓発活動などを行って、減量化に努めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、以上で江田議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） それでは、まず物価高騰対策についての御答弁いただきました。

いろいろな方から一万円札がこんなに値打ちのないもんとはもうびっくりしたというぐらい、うちのエンゲル係数はこんなに高かったのかなとかいろいろ話聞くんですけども、これが本当に今生活を直撃しております、この生活困窮者に対するいろいろな制度は喜ばしいことですけれども、本当に一般の人、例えば年金生活者にとっては大変な状況が続いております。何か日吉津村独自でそういう困窮者のみだけじゃなくって、一般の方への何かいい支援は計画ないでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

本村もそれぞれ独自のものをやっておりますが、また国や県の動向を見ながらそういう対応ができないかということを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） じゃあ、よろしくお願ひいたします。

在宅での介護の支援をということで質問いたしました。資料を頂きましたけれども、日吉津村の場合、今、介護保険の認定者っていうのがこの資料によりますと175人という資料を頂きました。現実的に介護サービスを受給しておられる方が14.3%ということなんですが、計算しますと、あの約86%の方は介護保険を使っていないということだと思うんですね。そうしたときに、介護保険の利用が物すごく負担なんです。この辺が介護保険の制度をどうしても出発の頃からることを考えてみました。介護保険制度の特徴といいますのをちょっとまとめてみたんですけど、まず介護保険の保険金が年金から天引きされておるということが本当にこれがきついと思います。86%の方はほとんどサービスも受けずに、そしてこうして年金から天引きされておるということで、結局は例えば支払いに困った場合、年金から天引きされていると困ったわと。分納の相談もできないっていうことが現実だと思うんですけども、だんだんこれは徴収する側も高齢者の暮らしの実態が見えにくくなってくるんじゃないかと思うんですね、年金から天引き制度というのが。その辺りいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度そのものというものは、確かに御指摘のとおり、サービスを使っておられない方も当然負担をされなければなりませんし、そういう40歳以上の方が結局は御負担いただいているような状況がございます。これは社会保障の制度として全体で支えていくという考え方には

基づいておると思います。

御指摘のとおり、年金受給者の方は年金からの天引きということで引かれておられますけども、それは年金の額等によって所得に応じて額も定めてありますし、その辺りは適正な対応を今後も考えて、負担が年金生活者にとっては大きいという部分は否めない部分はあると思いますけども、全体での支えていくという制度の下に運用されているということを御理解いただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 広域連合から来ますこれを見ますと、年金の受給額が年額18万円以上の人には特別徴収といたしますってあります。年間18万円の方が年金から介護保険料を天引きされるわけですから、本当にこれがきついなって思います。

さらに、所得に応じて10段階には分けてありますけれども、例えば合計所得が80万円を超えて120万円以下の人のが3万4,800円ってなってますけど、じゃあ80万を超えて81万円の人と120万円の方を比べると、81万円の方は負担率が4.3%なんです、所得に対して。これ120万円までの方っていう、この120万円の方は2.9%になるんですね。ですから、これ10段階に分けてありますけれども、よく見ると非常にこれは所得の少ない人に重く負担がかかってくるような制度だなというふうに思ってます。ここはもう年金から天引きされてしまうわけですから、あとは創造力で仕事していただくわけなんすけれども、やっぱりこういうふうに年金天引きとかいうことになると、高齢者の本当に八十何%の方は年金から天引きされるだけで終わってしまう方もあるんですけども、とってもきついと思うんですね。そういった意味では、このそもそもの介護保険のことも私は考えないといけないと思うんです。

この年金そのものも、私、広域連合の介護保険の議員になりましたときに、その当初広域連合長の答弁で、今後は年金制度が豊かになっていきますので議員の御心配されることはありませんという答弁いただいたこともあるんですけども、年金が充実してくるどころか目減りしてますよね。ですから、そういったこともありますので、この高齢者の生活の実態とかいうことをよく分かるような対応をしていただきたいと思います。

そこで一つなんですけれども、例えば今この暑い時期なんですけども、気になるのがエアコンです。エアコンですっていうか電気代を気にしてつけられない方もあるんですけども、仮に電気料金を滞納した場合、電気会社から突然電気の送電がしてもらえないようになったというようなことがないような対策として、厚生労働省が事業者とその受給者、電気代を支払う側の方との調整役として公的な機関がうまく取り持って、電気を突然打ち切るようなことがないようにするよ

うにというような厚生労働省からの通達があつておるというようなことを新聞報道で知つたんですけど、そういう現実はありますか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

今のところ、そのような御相談等受けたことはございません。こちらで受けた記録がないということで、そういう状況はないものというふうに認識をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そうしますと、例えば、厚生労働省は、生活困窮者の電気などを止めるときには事業者と自治体が連携を取り柔軟な対応ができるよう通知を出しているっていうのは、これは猛暑の期間は電力供給はストップしないルールが必要ではないかというようなことだったんですけども、これは本当に独居の方とかには大変なことだと思うんですけども、そういういった通知なんかはないわけですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

そのような通知が来ておったか、ちょっと認識が今ございませんけども、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そうしますと、それをちょっと調べてみてください。

介護保険についてはこれまでにしておきまして、このごみ処理のことなんです、ごみの減量化についてです。時代に合った減量化の取組をというような形で質問したんですけども、つい最近このごみ問題について子供の人権の関わりで今の時代が求めているごみ対策いうのなんですけど、1989年の子どもの権利条約採択から初めて気候変動から子供を守れということで、国連の子どもの権利委員会が気候変動によって子どもの権利条約に定めてある権利が脅威にさらされている。各国政府に対して、気候変動がもたらす現在及び将来の被害から子供の権利を保障する措置を取るよう求める指針を発表したということです。指針には、子供が清潔で健康で持続可能な環境に暮らす権利があるというそういう趣旨なんですけども、私これを見ましてぜひ提案したいんですけども、今後はごみ問題についてはぜひとも若い方にどんどん参加していただくといいますか、そういう形でやっていただけたらいいかなと思うんです。

去年のボランティアの集いのときに、若い子育て中のお母さんがSDGsのクイズ、それをボランティアフェスタでしたらどうかということを提案されまして、本当に若い方はとってもこの今

の環境問題に敏感ですし真剣に考えておられますので、できればこのそもそもごみ問題というのは今本当に地球温暖化が非常に厳しい状況になってますので、ぜひともこういった若い人に声をかけて、一回、例えば、なぜプラスチックを燃やしたらいけないのかとか化石燃料とは一体何だろうかとか、そういったところからそういった若い人たちと一緒に検討して、そういったグループをつくるなりしてごみの減量化に向かったほうがいいのではないかってこの頃思ってます。

そこで、そういったことをぜひとも今後取り組んでいただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

現在いろんな組織があってごみ問題の検討委員さんとかありますが、ほぼ自治会の推薦いただいた方等で構成されております。おっしゃられた若い世代の方という方も中にはいらっしゃるんですけども、その方々が全てじゃありません。

今後どんな組織を想定してどんなことができるか、あるいは今あるグループとかそんなとこに投げかけていろんな情報提供とか意見交換ができるようなことが考えられるかなと思っておりますので、そんなことを含めて検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） よろしくお願ひします。

今、広域で今後取り組んでいくという焼却についてなんですけれども、そこでごみを燃やして熱量を確保するという発電ですか、ああいったことをやるということが盛り込まれてるよう思いますけど、そういうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

可燃ごみの焼却施設のことでございまして、そういった熱利用も含めてどういった施設がいいかなということで検討はされているという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そこで私不思議に思うんですけども、この計画なんですけれども、先ほど村長もおっしゃいましたけれどもプラスチック資源循環促進法、この内容はこれまでプラスチックをほとんど燃やして発電を国も奨励してたんですけども、これをよしとしないっていうこのプラスチック資源循環促進法だと思うんですけども、これがなぜ見直しもせずに18年前に決めたことを今までのまま継続しようとされているのかよく理解できないんですけど、

どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

おっしゃっているのはプラスチックも含めて燃やすことの施設、要は熱利用することがどうかということかと思います。

さきにちょっとお知らせさせていただきました今後の分別区分モデルのほうに、プラスチック類は別で処理するということで位置づけが今計画されております。その処理方法については、プラスチックはプラスチック類で集めて、それを燃やすのではなくて資源循環のほうに回すということでの計画が進んでる。そこで検討されてるということでございます。

なお、そのプラスチック類については当然汚れたプラスチックはそこの資源化のほうに入ってまいりませんので、そういう汚れた部分は仕方なく可燃ごみという扱いになってまいりますから、その分は燃やして熱利用ということで、別々の考えになってくるかなということで検討が進んでいるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そうしますと、新しくできる焼却炉ではプラスチックは燃やさないということですね。今は燃やしてますよね、全部。日吉津村はきちんと分別してますけれども、ほかの自治体は燃やしてますので、やっぱり全体がプラスチックはそこに入れないということになるわけですか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

分別したプラスチックについては、燃やさないということでの計画で進んでるということでございます。燃やさないということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） それと、西部圏域のごみの全体の中に事業系のごみが非常に西部圏域は40%以上あるというようなことがありますけれども、日吉津村の場合はどうですか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

村長答弁でお知らせさせていただいたもの、それは全て家庭系の例で燃えるごみが574トンあったということを言っておりますが、事業系はそこに含まれておりません。おっしゃられる事業系については、ほぼ同数の額が事業所から出てくる可燃ごみとして確認をしておりまして、要

は日吉津村のカウントとしては574トンの倍ぐらい、村から出る事業系のごみと家庭系のごみを足したらそれぐらいあるということを認識しております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） それで村もいろいろな事業所がたくさんできまして、それで事業所さんと日吉津村とでごみの問題とかで懇談とか検討会とか、そういったことをされるんですか。日吉津村は多いと思うんですね、よそに比べて。そういったことがちょっと気になるんですけれども、そういったことはこれまでもやっておられますか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

全体で集まってということはしておりませんが、個々の対応で当時はいろんな資源化とかそういったことの話をした経過はございますけども、この頃そういうことでは集まりはしておりますが、事業所のほうでは事業所としてのコンプライアンスといいますか、事業所として分別とかいろんなことに取り組んでおられます。そういったことでは、燃やせるごみは減らしたりするような取組を自主的にされてるということで認識しております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 資料を見ますと、事業所のリサイクル率は高かったですよね、日吉津村の場合。そうすると一般ごみの家庭用のごみのリサイクル率はすごく低いように思うんですけども、その辺りこのごみの検討委員会っていうものが開かれてますか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

ここ近年はちょっとごみの検討委員会は開いていない状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 今後どのような予定でおられますか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

実施できていないところっていうのはコロナの影響等を考慮してちょっとしておりませんでしたが、今後というか今年度タイミングを見計らってお集まりいただいて、前年度3月末、皆さんにお配りした分別ポスターなんかも出たところでございますので、そういったことでの分別の確認とか皆さんから意見集約して、ポスターや分別の冊子を作るときも意見募集して何らかの意見をいただいております。そういったことで、その意見でどうやって今後やっていこうかというよう

なことを検討したいなと思っておりますので、今年度開催をしたいということで計画しております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 大体御答弁いただきましたけれども、私、このごみ問題についてなんですけれども、やっぱり今地球温暖化の問題とかいろいろ本当に大きな問題を抱えてますし、このままいったら石油も天然ガスも枯渇してしまうんじゃないかということで、子供の時代、孫の時代には本当に大変なことになってしまうんじゃないかということで、先ほどの子供の権利ということをぜひともそういった立場で取り組んでいただきたいと思うんですけども、そういう意味では本当に若い方がそういった子供の権利に敏感になって、今は世代間の公平って言わんのだそうですね。世代間の正義って言うんだそうです。この問題は本当にもう深刻な問題でありますしもう若い方はかなり興味を持っておられますので、再度そのことをお願いをして終わりたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

議員おっしゃいますように、本当にこの地球規模での気候変動というのは非常に大きな課題だと思っています。これからやっぱりこの世の中を担っていく子供たちのためにもそういった取組を進めていかないといけないなというふうに考えているところでありますと、御提案いただきましたようにそういった検討の場にも若い世代の方たちにもできるだけ加わっていただきながら進められたらなというふうに考えておりますので、またよろしくお願ひいたしたいと思います。以上です。

○議員（3番 江田 加代君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で江田加代議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 議長のお許しをいただきましたので、これより令和5年第3回定期例会におきます一般質問をさせていただきます。

通告順は7番、議席番号8番、橋井でございます。

今回の一般質問につきましては、過去に3点ほどは質問させていただいておりまして時間切れとなり、若干私の時間構成がまずいなということの反省に基づきまして、今回は、どうするうなばら荘ということで、うなばら問題について1点について質問をさせていただきたいと思います。

これについては、前回6月定例会でも質問させていただいております。ずっとこうしてうなばら問題については過去数回にわたり質問させていただいております。なぜここまでしつこく質問するかということで皆さん思われる方もあるかと思いますが、結構こうやって質問を3か月に一度しております。皆さん結構お忘れになられるもので、人間けったいなものでありますし、してやったことは割と忘れてないです。それでしてもらったほうは割と忘れるんです。本当はそれは逆じゃないといけないと思っておりまして、やはり私どもはきっと村民の皆さんに対してこうしていくということを示したことはきっと説明をするべきことが務めかなというふうに思つておる次第であります。ということについて長々と私の主観を述べる場ではありませんので、本題に返りたいと思います。

時系列でちょっと振り返ってみたいと思っております。このうなばら問題についても、皆さん脳裏の中では今現在映っているうなばら荘についてのことだけはお分かりかと思いますが、時間的に振り返ってここでみたいと思います。

過去にずっとうなばら荘については村の自主財源から負担金を捻出をし、構成町村であります西部広域の管理いたしますうなばら荘の建物に対して赤字分の補墳を2,500万も600万もずっと過去に何年とそこに補墳をして運営をしてまいりました。しかしながら、それではやはりまずいよということで村民の皆さんからも意見もありましょうし、それとやはり一つは日吉津村の大きな問題であります土地開発公社との土地取引に対する赤字決済をここで終わられる。そして、企業会計のシステム変更にそこを追隨して公の連結決算になる会計として村の財政をきっとしていこうという、そのタイミングとぴったりフィットをしたタイミングであったように感じております。

それはそれとしまして、これから令和3年からですが時間的に追ってみたいと思いますが、今令和5年であります。昨年が令和4年、その前が令和3年。令和3年にうなばら荘はこれで経営的にこれは継続するべきではないという判断をされまして、その後にどうなったかといいますと……。元へ。西部広域のほうに、うなばら荘はよう続けていきませんというはっきりとした態度を、日吉津村もうなばら福祉事業団が示されたものであります。

そしてこの年の8月の16日、盆明けから西部広域のほうはその日吉津村からの意向を受理をし、9月の30日までに時間を持ってここでプロポーザル、いわゆる提案型、うなばら荘をどうしたらよろしいでしょうか、提案をしてくださいということで公開をして、それでそこで判断をして、この業者ならよかろうという判断を整えようと試みられました。そしてそれらの結果が10月5日になりますかね、これを選定委員会、この業者でどこがよろしいかということを1

0月5日に事業者の選定委員会を開催され、その構成委員は5名ありました。行政関係から2名、これは米子の副市長が出席、そしてもう一人は組合の副管理者であります日吉津村長、行政からはこの2名。そして学識経験者から税理士1名、そして中小企業診断士が1名入っておりまます。そして、その他もう一人は地元住民代表ということで1名が入っております。これは自席に戻ってからどなたでどういう役職の方かは、また再度聞きたいと思いますが、この5名に基づいて審査方法はプレゼンをされた方をその中で審査をされました。

そしてその結果、今回事業継続を断念をされておられます株式会社ヤードクリエイションに決定をされております。それが正副管理者会が令和3年の11月9日に決定をされております。

そしてここで決まったことは何かというと、財産の内容、それから相手方、それから譲渡価格、あの建物の価格が41万5,800円ということで譲渡価格を提示され、そしてその令和3年12月、各構成市町村の定例会に間に合うように各町村はこれらの財産処分に関する協議を上程され、各議会で判断をされております。そしてその結果は全ての町村でこれが議決承認をされ、再度今度は翌年の令和4年の2月に広域行政管理組合はそこでの構成代表者によります会議を開催され、当組合の議会で議決をされ本契約となったところであります。そして令和4年5月にはその2月に行われた議決をもって土地、建物の引渡し、所有権移転登記等をされ、正式に5月にはヤードクリエイションの所有権が移転をされ、ヤードクリエイションのものになったという経緯があるわけであります。

長々と時系列で追ってはいきましたが、それから変わってきたのがこの5月ないし6月からであります。ここが大きな転換期を迎えてまいります。

それで令和4年のこの5月の登記、引渡しが完了した翌月の本村の6月定例会に何が出てきたかといいますと、泉源の土地、それから泉源そのものに対する50年間の無償譲渡をしましょうということが提案をされ、そこで議会に諮られた経緯があります。その結果は、賛成多数で温泉の泉源と土地を無償譲渡してもよろしいよという結果がここで出ました。これが令和4年の6月です。

そして、ここからの3か月間が何があったか私は分かりませんが、令和4年の9月の20日には当ヤードクリエイション、事業者ですが、これが事業を中止したいという申出の表明を書面にて通知をしております。そして翌週の9月26日は日吉津村、そして翌9月の27日には西部広域行政管理組合に弁護士が出向き、その内容の説明をして帰られたということがここまで流れとなっております。

私が質問をこうして行うのは、やはり今後これをどうしていくかということをきちっと、これ

らの時間がもうとっくに過ぎておりますので、やはり村民の皆様に対しきちっとした答弁なり弁明ができない、議員としては恥ずかしいというふうに私は思っておりますので、これらをやはりきちっと執行部当局はどういう考え方でこれからしていくのかということをまずははっきりとお答えをいただくのが筋かなと思っておりますので、このたびは私の質問については長々と開設の云々ではなく、今まで何度も何度と質問させていただいておりますが一向に進展が見られません。どうなっておるのかな、これについては村民の方から疑問を常々投げかけられておることでござりますので、現状の報告と進行状況を今後の推移を住民の皆さんに分かりやすく説明をいただきたいという一つでございますので、執行部のほうからはこれにつきましての御答弁と回答をいただきたいというふうに思っております。

あとまた出ている部分につきましては自席にてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 橋井議員からの一般質問にお答えをしてまいりたいと思います。

うなばら荘の現状はどうなっているのか、その報告、進行状況、それから今後の推移というかどういうふうになっていくのかということで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど議員からお話がありましたように、うなばら荘は西部広域行政管理組合の施設でございました。しかし、この広域で老人休養ホームを維持していくのはどうかというような話があり、一方で売上自体も上がってこないというような状況がありました。そういう中で西部広域の中で検討が行われ、このうなばら荘を令和3年度末で廃止をし、民間の事業者に譲渡していくこうということが決定されたというわけでございます。そういう決定に基づいて、令和4年の3月末までうなばら荘は日吉津村、うなばら福祉事業団が指定管理者を受けて運営をしていたわけですけれども、令和4年の3月末でこの事業を終了し、建物については西部広域行政管理組合から事業者の方へ売却をされたということあります。

あわせて、このうなばら荘の土地については西部広域行政管理組合から日吉津村に返還をされ、令和4年の5月13日に日吉津村とヤードクリエイションとの間で事業用定期借地権設計契約により、50年間の賃貸借契約を結んでいるという状況でございます。その後、事業者より村と西部広域行政管理組合に対しまして、令和4年の9月17日付になりますけども、文書で新型コロナの拡大や建築資材価格の高騰等による収支予測の悪化などの理由から、この事業を中止したいという申出があったものであります。

その後、今年1月に行われました西部広域行政管理組合の正副管理者会議におきまして、建物

については、まずは民間の事業者が第三者譲渡をする。要は今の事業者から次の事業者に対して譲渡して運営を図っていただくというようなことに目がけて、村と西部広域行政管理組合が協力ををしていこうということに決まったところであります。

昨年の9月に同事業者から事業中止の申入れがあって以降、十数社がこの施設運営に興味を示され、建物の内覧をされた事業者も幾つかあったところでございまして、今年の6月の定例議会以降でも数社が興味を示されており、随時説明や内覧を行っているところでございます。

しかしながら、現時点ではどの事業者からも具体的な事業提案をいただくまでには至っていないというのが現状であります。また、その譲渡に向けまして定期的に村と西部広域行政管理組合、それから事業者ヤードクリエイションの三者が集まり間合せのあった事業者等について情報共有を図るとともに、募集方法や選定方法等について協議を行っているところでございます。

また、並行しましてこのヤードクリエイションと契約上の今後のやり取りを行うため、弁護士と委任契約を締結をしたところであります。今後もこのヤードクリエイションから第三者への譲渡ということに向けて村と西部広域行政管理組合も協力をして進めていきたいというふうに考えておりますし、一方でこのヤードクリエイションと締結をした事業用定期借地権設計契約の内容を確実に履行していただくため、委任契約を締結した弁護士と共に並行して話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

以上、橋井議員から的一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 橋井です。再質問させていただきたいと思います。

先ほども壇上で申し上げたとおりであります、令和3年10月5日にありました事業者の選定委員会、ヤードクリエイションがよからうということを判断された構成委員5名ということであります。これは行政関係で2名、これ米子の副市長、誰か分かりますね。それからうちの村長、税理士、中小企業診断士、これはどなたか云々かは、これを固有名詞で云々ということはようございます。その他、地元住民代表という方がこれ入っておりますが、これは地元住民代表の方というのは、例えばうなばら運営委員会、温泉審議会の方、その中に包含された中に入る方なんでしょうかね。うなばらに関するのは温泉審議会の委員、それとうなばら福祉事業団の2つが組織の中である関係の組織だなかったかなと思いますが、その地元代表の方はそのどちらかに属しておられる方が入っておられますか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

地元代表の方ではあります。公表されているのはここまでですので、その辺りは伏せさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということは、地元代表というところまでしか回答はできない。だけでも、うなばら事業団じゃなくてうなばら委員、それから温泉審議会の委員であるということについての言及はよう果たさないよということでありました。それはそうとして、地元代表という方ということで判断をするしかないなというふうに思うところであります。

それで、ここでこの5名の方の責任が大きいなということは思うんですが、しかしながらここでこの方の責務を言及してももう返ってくる云々という話で済むことではもうありませんので、しかしながら今回の部分で私は税理士さん、それから中小企業診断士の方の部分で、これ評価部分で100分の60。60点の評価票であったということで、全委員が60点以上つけてこのヤードが決定されたということのようですから、この評定基準の中でこれって私は実にびっくりしたのは、令和4年の6月から9月のこの3か月の間に急転直下、事業停止に陥ったということがここでブレーキがかけられなかったのか。かけるべき救いようがもうこの事業者の選定時点できはできなかったのかなということがちょっと実に思ってまして、その点の反省といいましょうか、その時点で分からなかったのかどうかそれは分かりませんけども、その辺についての所見といいますか、その点ではいかがお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

この事業者選定に当たりましては、議員からも今ありましたように、選定委員会が設置をされて、事前に定められた選定基準に基づいて5人の委員のその評定により選定をされたということでありますので、これは適正に行われたというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） おっしゃられるとおりと推察いたします。

結果的にこの事業内容、今日実は私忘れてきたのは、この間、法務局にちょっと用事が私個人の仕事であったもので、この会社の登記簿をちょっと出して帰ったんですけど、あれからはずっと変わってなくて、この当該の事業者はこの事業になる……。どうでしたかいね、そのちょっと後に令和3年だったかな、令和3年の11月の頭に登記簿を変更されておりまして、その六、七年前には別の会社名で登記されて設立されて六、七年ぐらいたって、それからこのヤードクリ

エイションが令和3年のここで登記直しをされてたという経緯があるわけでした。でもその後からどうなったかなと思いまして、私もその後を確認したいなと思って令和3年、4年、5年の経緯の云々で動きがあるのかなと思って確認しましたところ、登記簿の変更は一切ありませんでした。そのままの会社でしたね。代表者なり云々の異動もなっておりませんでした。

それはそうとして、もうこの会社の云々から次は今度は村と当該の企業、それと西部広域のこの三者の関係でもうここを処理するしかないわけですから、それでなぜこれが令和4年の9月からもう今令和5年の9月まで1年がたっております。その間がもう全く膠着状態になって、にっちもさっちも行かないということが大きなこれは問題であるというふうに私は考えておりまますから、なぜ西部広域が村長とお話をされてこのヤードさんから次、別の人へ譲渡される云々のその所有権が移るという話が進展なぜしないのか。そこは一体どのようにお考えなのか、その辺をちょっと聞きたいなと思ってます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

最初の答弁で申し上げたとおりでございまして、幾つか、10社を超える企業が興味を示されて中を見てもらったりということをしているわけでありますけれども、実際のところはその後、具体的な事業提案には至ってないというのが現状であって、それぞれ西部広域と日吉津村とヤードクリエイションそれがそういったそれぞれのチャンネルを使ってそういった事業者に話をしたり募集をかけたりということはしているんですけども、なかなかじゃあ向かってみたいというところの決め手までは至らない、至っていないというのが現状であります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということで、もう考えてはいるけど時間ばっかりたってるというのが今の現状ですから、それでこの事業が昨年の9月にこれはようできませんよということを新聞報道なり出たときに弁明されてたのが、この事業を継続してそれをやったとすると年間約4,000万の赤字が出て、事業を継続していくことは不可能であるということが新聞報道にはされております。ですので、あの当時に既にコロナであったり資材の高騰であったりということがあるやもしれませんが、それ以前にこの企業の経営母体の事業計画が本当にこれ大丈夫だったのかなというふうに私は思っております。あの計画をされたときには、当事者の方の社長と取引銀行の支店長、それからデザイン事務所の代表、その3名が来られてこれらの事業に対する説明を熱くお語りになられた記憶があります。それは議長がやはり全員の議員の場でどうということをするのか、やはり一度みんなに来てみていただいて判断をさせてくれという取り計らいがあったよ

うに私は記憶をしているところであります。

それはそれとして、今後どうしていくかということと、日吉津村がこのことによってどういうことに陥ったかということを少しお金の部分でひもといてみたらいいかもしれません。今までこれ1年間ブランクがあります。1年間私がこの担当であったら、1年間の損益が出ました。

まず、ここで日吉津村はこの土地を貸すことによって、当初の計算でこれ不動産収益は幾らの計算であったんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

このうなばらを事業者に賃貸することによってそこで発生する賃貸料ですけれども、それが年額約420万ほどございます。これが契約の中でうたわれているのが事業を開始するまでは10分の1ということですので、現在のところその10分の1の価格を納めていただいているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということは、その事業を開始できないからほごにしてるということのようですが、それは都合のいい契約を随分結ばれてるなと思いますけども、それを買った人の責任は買った人の責任ですから、全く私は理解のできない契約内容になってるなというふうに思っておりますが、そうすると年間420万円の借地料ということで約束をされてて、それができない部分については10分の1で10%、約42万円が今年は入ってくるということの考え方でよろしいわけですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

事業を開始されるまではその42万円の額が入ってきます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 42万入ってくる。42万円はいつ入るんですか。42万円は1年間の契約期間は365日ですから、その契約の発生した日にちというのは令和4年の何月何日なんですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

令和4年の5月14日からでして、賃貸料の支払いは毎月していただいておりますので、毎月その42万を十二月で割った額が納めていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 令和4年の5月14日、これについては土地、建物の取引、所有権の移転登記があった日以降ということで推察してよろしいかなというふうに思うところで、それで間違いありませんか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおりです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 当然のことですね。所有権が移って、自分のところからヤードクリエイションに移った。それが紛れもない登記移転になって、証拠事実としてそうであろうということになります。

それで420万円借地料ということはそこで分かりましたが、それであまりこれどうかな、聞いてもそんな悪いことで私ないと思いますので、これを処分するときに西部広域の構成組合市町村があるわけで、2市7町村かな……（「7町村」と呼ぶ者あり）ですね。9自治体あるわけです。この9自治体が構成しておったときの、これは大体このヤードさんとの財産処分に関する調書のあれです、もうこれでやめますよというのが令和3年の12月に各構成市町村の定例会において財産処分に関する協議の議決が提案をされ、全てここでされています。それをしておかないと翌年の広域組合の会議に諮ることができなかった案件でありますから、それでここに基金が廃止する際に残額があるときは以下によって配分するというもので、割合配分表が明示されております。それで、この割合配分表は後にしましょうか。

万が一の話しあしましょう。この建物がもう全く手がつかない。今でもどういう状況かというと、42万円もらっても草はぼうぼう、屋根のといは剥げ放題。それで6月の定例会でも申し上げましたけれど、ロビーには布団やら枕やら座布団がそのまま投げっぱ。それである私の知り合いの業者さんと言ってもいいと思います、中をもう見られた業者さんは厨房に入ったときにびっくり仰天でカビだらけで、これは直すのにもう直し切れない。布団を片づけるとか云々ではない、中がもうとんでもない湿気状態で、これはリフォームするのにとんでもないお金がかかる。それ向かってくる業者さんって多分そう簡単にはなということはされたんですけども、前にこれあの建物を除却、解体するのにおおむねの額の算出根拠を出されてたように思うんですが、それは幾らぐらいだったんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

いつの時点といいますとかなり前の時点でした、プロポーザルに出すような時点でしたけれども、そこで西部広域が正式な額ではありませんけども見積もってたのが約3億というふうには聞いております。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 橋井です。3億というのは妥当なのか、若干プラスアルファが入っておるのかなというふうに思いますが、仮に先ほど私この基金の構成町村の分配額のことに触れてみたのは、解体をするときにうちも構成メンバーですから解体費負担分がありますね。それがこの基金の配分表に基づいてざっと考えてもいいのかどうなのかなということを私思ったもんですから、仮にこれ3億という話は逆にちょっと数字が面倒くさく計算がしづらいので簡単に言いましょう。仮にこれを1億で解体する。1億で解体したときに、これらの基金の解散するときの配分表の割合は米子市が5.0%、境港市13.4%、日吉津村2.5%、大山町が10.7%、南部町6.8%、伯耆町が同%、日南町が3.8%、日野町が3.0%、江府町が2.8%ということで、1億を同様な額の計算根拠に基づいて行うと米子市はあの建物を1億円で解体する場合には5,000万、それで日吉津村は250万円という計算になっちゃいます。その3倍が先ほどの見積額の根拠となっていくわけだと思います。米子市1億5,000万、日吉津村750万。これはざっとした計算で何ら根拠がないことかも分かりませんが、私はこれらの額のことを念頭に基づいたことを交渉の中でやっていかないといけないよということだと思っています。構成市町村でこれらの割合が多いところは、解体するよりもやっぱり継続してやってほしいというのは当たり前じゃないですか。それはそこが落ち着いてここの業者に落ちたところだと私は半分は思ってますから、これはビジネスの中ではもう同じことを誰も思ってると思います。

というようなこともありましたので、今後の、こんなことを聞いたら怒られるかも分かりませんが、例えばもうこの解体をするときにもこういう割合で云々が推移しても乱暴な話にならないのかなというふうに思ってますけども、その点について所見が答えられる範囲でいいですのどのようにお考えですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

解体費に関するこでしたけれども、今の現状の契約ですと、この解体をする義務があるのは、仮にですけれどもそうなった場合にこれは事業者のはうでして、これは構成市町村で解体するという今はもう義務がなくなっています。ですので、一回事業者に渡ったものを日吉津村として

はやはり西部広域に戻してほしいというお願ひをしてきたわけなんですけれども、やはりそこの構成町村がそれはもう契約上できないでしょうということから、事業者から直接次の事業者を探しているという今状況でございます。

その以前の事業者との契約の中で契約が解除になった場合は、解体して更地返還をするというふうに契約上なっておりますので、解体義務は今はその事業者にあるということでございます。その期限が、契約上事業を契約してから2年間で事業を開始するというふうになっております。延長できても1年までということになっておりますので、その契約に基づいた履行をしていただくように先ほども答弁で申し上げましたけれども、弁護士さんにも入っていただきながら事業者との協議を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 課長、きっちとしたポジションを保った発言で、私、ほっとしております。やはりもう所有権は移って当該の事業者の持ち物なわけですから、それを私どもが過去の云々の経緯があったからといって云々と言うべきものでもないですし、やはりそこは責任を持って肅々とやっていただければいいことかなというふうに思っています。

しかしながら、私もこうやって何遍も質問させていただいておりますのが、既にあの時点から所有権が先ほど5月の何日でしたっけ、5月の14日というところから所有権は移って、既にもう1年過ぎております。そして事業契約の中の今度は細目の部分のやつで、1年間はやらないけないということの期限がもう明白にそこでうたってあるわけです、あの契約の中で。そうしますと、どんどんどんどんもうこれあと半年ちょっとぐらいではもう火がついたような話になってしまちゃいますから、そうなるとこちらがその時点になってから慌てて解体してもう更地で返還してくださいと言っても、今度はもう感情的問題なり云々ということが再燃してしまっていいことなんか一つもない話になってしましますから、私はそのためにも一つは早く手だてをして対応すべきことがやっておかないといけないということを申し上げておるわけでありますので、もうそれは確かに面倒くさい話だと思いますけども、今この間のときにやはりアクションを起こしていくないと後々が大変な負の遺産になってくるなというふうに思ってます。もうあのお化け屋敷の布団がロビーに投げてあるやつや、もう庭は草のジャングルやら、おまけに何かそういうあれになった途端に屋根のペンキまでペろペろ剥げてきて、何かそういうふうに見てしまうから余計なのかなと思ったりしますんで、少しあはちょっと周りの外周の外構なりお布団なりの、そこは業者のはうにできる限りのことはしていただいて、少しは美観も考えていただくような方法をまず取っていただきたいなというふうに私は思います。

今日の場ではもうそこを最終的にお願いをして終わるしかないなというふうに思いますので、心に留めておいていただきたいなと思います。その点で、最後に一言いただければ終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

橋井議員がおっしゃっていただいたその感情的な部分というのは、非常に大事なことかなというふうに思っております。2年がたったから、じゃあすぐ更地返還とか賃料の割増しとかいう話を急にしたところで、やはり今一生懸命三者で協力しながら新しい譲渡先を探している中でそこで感情がこじれてもいけませんので、早めにその辺の話はさせていただきたいなというふうに思っておりますので、それについてはアドバイスありがとうございました。

樹木のことに関しましても、今、代理人弁護士を通じての話になっていますけれども、先週お会いしたとき、そして先々週お会いしたときにも、2週続けて、住民の皆さんからこういった意見がありますということでお願いはしております。管理をしっかりしてくださいということはお伝えしておりますので、すぐやっていただけるかどうかちょっと分かりませんけれども、うちとしても動けることは精いっぱい動いていきたいなというふうに思っております。

引き続き時間はないですけれども、現在も今週も来週も一応うなばら荘を内覧したいという事業者はいらっしゃいますので、そういった事業者ときちんと説明をして、できるだけ具体的な提案をいただけるような形で進めていきたいと思っておりますので、何分皆さんの御理解をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 最後になったので、終わりに変なことを言わないほうがいいんで、やはりお客様といいますか、次の代替のユーザをあれするためにも西部広域と歩調をそろえて、村のホームページなり云々でもこういう物件でうなばらの物件もあるよというのをやっぱり外部にもっと発信をしていってコマーシャルしてくださいよ。それでそこでヒットして向かってきていただける人があれば、本当私はありがたいことだと思いますので、待ち構えているだけじゃやっぱりいけませんから、攻めていってください。

それから、この間は、なぜこの外構の話もまたしつこく言ったかというと、実はあそこをのぞきに行ったとき、のぞきというのはちょっと言葉が悪いですね、見に行ったときに玄関の左側のところに造園業者さんの看板が置いてあったので、これから仕事しますよということになるのかなと思ったら、あっという間に消えてなくなってしまったので、してもらえたかったのかなと思っ

てがっかりしましたので、そういうこともあったなということは言づてに言つてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で橋井議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、次回の本会議は9月11日月曜日、午前9時から議案質疑を行いますので、同議場に御参集ください。

本日はこれをもって散会します。御苦労さまでした。

午前10時35分散会
